

困ったなあに答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 財産分与での遺留分について 生命保険の受け取りは…

50代女性。相続についてのご相談です。

私は地方出身ですが、東京の大学を卒業し、職場で知り合った男性と結婚して、マンションも購入しました。子供らは大学を卒業してそれぞれ独立したので、夫と2人で生活しています。故郷に暮らす両親は、姉が婿養子を取る形で同居し、初めはうまくいっていたのですが、義兄が事業に失敗して借金を作つたりしてだんだんぎくしゃくするようになっていました。そして何が決定的な亀裂を招いたのかはよく分からぬのですが、約5年前、両親共に家を出て私たち夫婦を頼つて上京してきた

のです。私たちは近くのマンションに住まわせて親の面倒を見、最後は病院にも入れて看取りました。両親共に姉夫婦とは二度と会いたくない、葬儀にもよんでもくれるなど言つていました。昨年亡くなった父は、公正証書遺言を遺していました。長女夫婦には故郷の家屋敷だけをやり、残りの遺産はすべて私にとの内容です。土地建物は固定資産税評価額約1000万円とともに低いのですが、田舎なので、もし売れたとしてもやはりその程度だと思います。預貯金や株式は併せて5000万円ほどあります。

3ヵ月後には母が亡くなりました。母の財産といつては特になく、母には遺言がありません。お聞きしたいのは姉夫婦の遺留分についてです。父は5000万円の生命保険をかけていて、受取人を母にしていました。父の遺言にあるように、残りの遺産はすべて私にとすると、これもみな私のものだと考えることはできませんか？ お金に困っているわけではないのですが、両親に辛く当たつて故郷まで捨てさせた姉夫婦には、両親の物は何もやりたくないというのが本音です。

**A 期間内に減殺請求があれば、遺留分が認められます。
生命保険は遺産ではないため、法定相続分通りに分けられます。**

それは随分と大変な状況だつたとお察しします。ご存じと思いますが、相続分は養子も実子も同じなので、各3分の1です。つまり3分の2がお姉さん夫妻の取り分となり、その遺留分は半分の3分の1です（民法1028条2号）。

つまり遺産総額が6000万円とすると2000万円。ただし遺留分は自動的に認められるのではなく、相続開始及び遺言を知った時から1年の間に減殺請求をしないと失効してしまいます（同1042条）。お姉さん夫妻がお父様の死亡を知り、遺言を知ったのはいつでしょうか？ その時点から起算して1年の間に請求がなければ遺言通りに分けることになります。もし期間内に請求がなされれば、ご相談者が受け取られる遺産から1000万円分をお姉様たちに支払うことになります。

次に生命保険ですが、まさしくつぱり言つておかないといけないのは、生命保険は遺産ではないということです。つまり生

命保険金は受取人の財産なの

で、もしお父様がこれもまたご相談者の物としたければ受取人の変更手続きをしておくべきでした。それがなされていないので、お父様が亡くなつた時点でお母様が保険会社に対する請求権を取得したのです。お母様はそれを行使しないまま亡くなり、また遺言もないのに、法定相続分通りに分けられることになります。つまり各約

通常の債権の消滅時効は10年ですが、保険金請求権は保険法などによって3年と短くなっています。可分債権なので相続人全員がそろつて請求しなくてもご相談者単独で一人分の請求が可能なはずです。必要な書類については生命保険会社に問い合わせてみてください。

残念ながらこじれてしまつた関係ですが、うまく解決するよう祈っています。

